

# 茅ヶ崎市一般廃棄物（<sup>ごみ</sup> 生活排水）処理基本計画

（改訂）  
概要版

4 Rで ちがさきの 未来を築く ごみの減量化・資源化

ーリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルー

平成30年3月

茅ヶ崎市

○元号の表記に関する注意点

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、本計画書の作成時点（平成30年3月）においては、元号法（昭和54年法律第43号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

**4Rとは？**

**リフューズ**

要らないものを買わない・断る

**リデュース**

ごみの排出を抑制する

**リユース**

繰り返し使う

**リサイクル**

資源として再生利用する

## 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

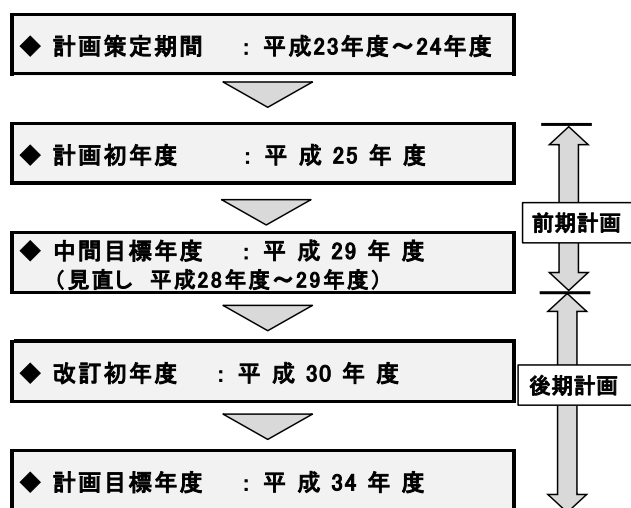
### 1 計画改訂の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村の区域内から発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理・処分に関する基本的な方針について、長期的な視点に立ち定めるものです。

この度、本計画の中間目標年度である平成 29 年度を迎えたことから、計画に位置付けられた施策の取組状況、廃棄物処理に関する本市の実情や国・県の動向、社会状況の変化等を踏まえ、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の取り組みと適正処理を基本とする循環型社会を一日でも早く構築すること、また、生活排水の適正処理を計画的に推進することを目的として、計画の改訂を行いました。

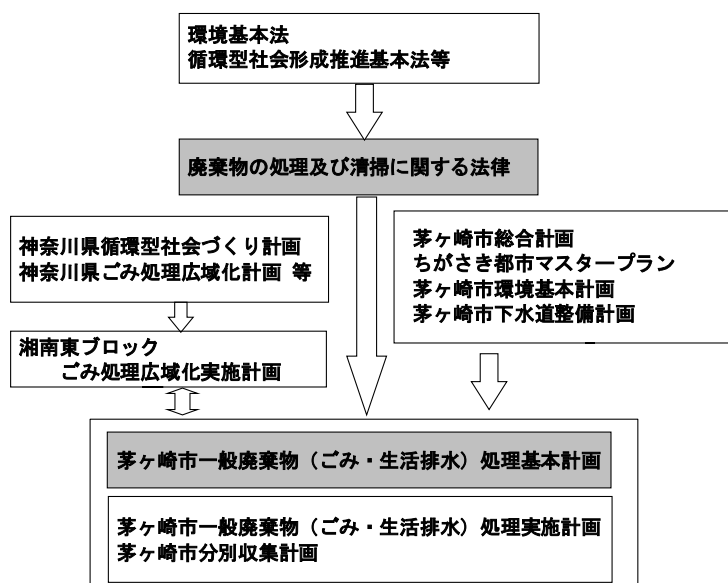
### 2 計画期間及び目標年度

本計画は、平成 25 年度から 34 年度までの 10 年間の計画の後期部分で、平成 30 年度から 34 年度までの 5 年間の計画期間とします。



### 3 計画の位置付け

本計画は、国、神奈川県、本市上位計画等との整合を図っています。



## 第1編 ごみ処理基本計画

### 1 基本方針

#### ➤ 基本理念

資源循環型まちづくりを推進し快適都市茅ヶ崎の実現へ

#### ➤ 基本方針

- I ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進
- II 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築
- III 市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立

#### ➤ 基本目標

具体的な数値目標は以下に示すとおりです。

| 項目                             | H23 年度<br>(実績) | H27 年度<br>(実績) | H29 年度<br>(中間目標) | H34 年度<br>(最終目標) |
|--------------------------------|----------------|----------------|------------------|------------------|
| ごみの年間総排出量 (t)                  | 75,812         | 71,420         | 71,495(0.11)     | 69,076(△3.3)     |
| 市民1人1日当たりの<br>排出量 (g/人日)       | 879            | 815            | 820(0.61)        | 792(△2.8)        |
| 市民1人1日当たりの資源<br>物を除く排出量 (g/人日) | 736            | 651            | 638(△2.0)        | 601(△7.7)        |
| リサイクル率 <sup>注1)</sup> (%)      | 18.2           | 22.4           | 24.3             | 28.7             |
| 最終処分率 <sup>注2)</sup> (%)       | 10.8           | 9.9            | 10.0             | 7.6              |

表中注1) リサイクル率：資源化量をごみ処理量で除して算出した割合

表中注2) 最終処分率：最終処分量をごみ処理量で除して算出した割合

注) ( ) 内は、平成27年度（後期計画の基準年度）に対する増減率を示します。

## 2 ごみ処理の現状及び予測

### ■人口の推移及び将来推計

平成34年度までの人口（各年度10月1日時点）の推計は、次のとおりです。

| 年             | H 23                | H 24                | H 25                | H 26                | H 27                | H 28                |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 人口<br>(65歳以上) | 235,659<br>(50,353) | 236,093<br>(51,616) | 237,065<br>(53,854) | 237,826<br>(56,120) | 239,424<br>(58,333) | 238,750<br>(59,779) |
| 年             | H 29                | H 30                | H 31                | H 32                | H 33                | H 34                |
| 人口<br>(65歳以上) | 238,914<br>(60,501) | 239,078<br>(61,223) | 239,242<br>(61,945) | 239,407<br>(62,669) | 239,133<br>(64,346) | 238,859<br>(66,023) |

注) 平成23年度から26年度までの人口は、国勢調査に基づく10月1日時点の確報値です。

注) 平成27年度の人口は、国勢調査に基づく10月1日時点の速報値です。

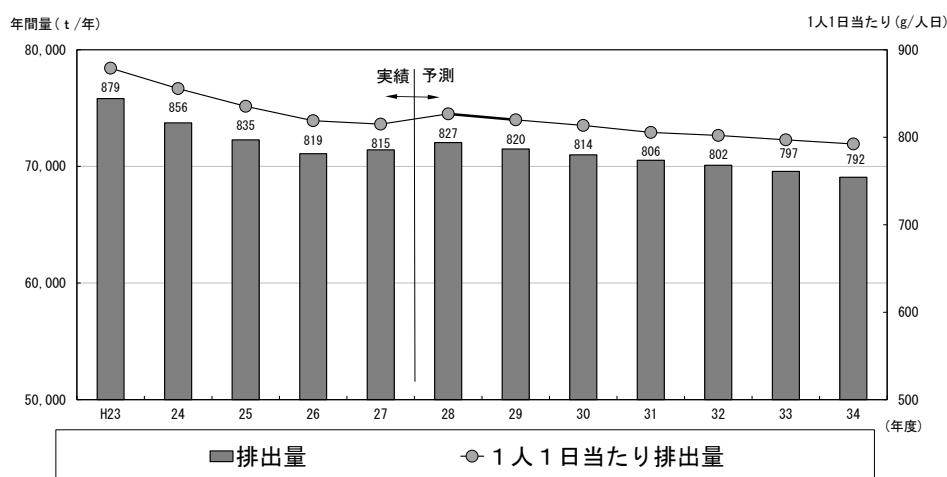
注) 平成28年度から34年度までの将来推計は、平成24年2月に公表された数値を用いています。

注) 65歳以上人口は、1月1日時点の値です。

## ■ごみの排出量

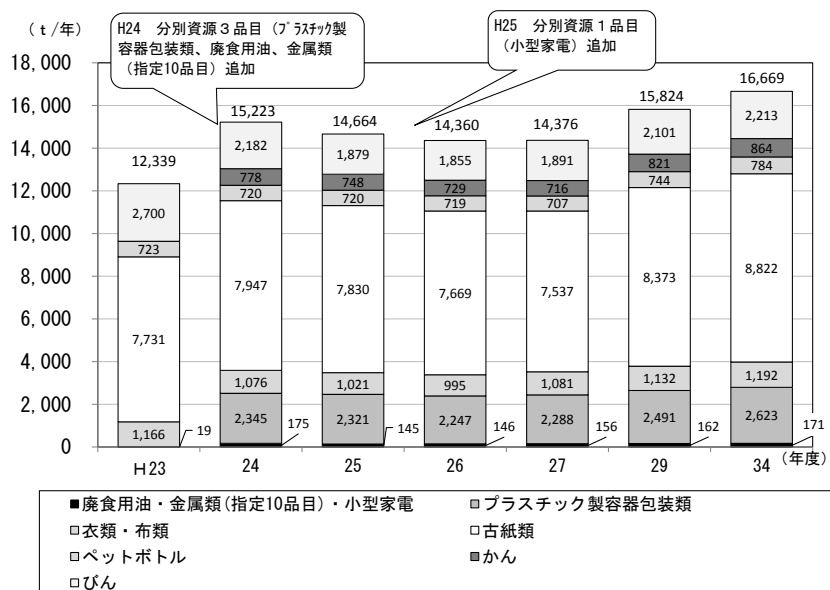
平成 27 年度のごみ排出量は 71,420 t（1 人 1 日当たり 815 g）となっています。将来のごみ排出量は、事業系ごみを中心とする排出抑制策の実施により、平成 34 年度では 69,076 t（27 年度比 3.3%の削減）、1 人 1 日当たりでは 792 g（27 年度比 2.8%の削減）と推定されます。

| 項目／年度 |             | H 23   | H 24   | H 25   | H 26   | H27    | H 29   | H 34   |
|-------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 排出量   | 家庭系ごみ（t/年）  | 64,598 | 62,939 | 62,293 | 61,397 | 61,696 | 62,696 | 61,578 |
|       | 事業系ごみ（t/年）  | 11,214 | 10,795 | 9,989  | 9,690  | 9,724  | 8,799  | 7,498  |
|       | 合計（t/年）     | 75,812 | 73,734 | 72,282 | 71,087 | 71,420 | 71,495 | 69,076 |
| 原単位   | 家庭系ごみ（g/人日） | 749    | 730    | 720    | 707    | 704    | 719    | 706    |
|       | 事業系ごみ（g/人日） | 130    | 125    | 115    | 112    | 111    | 101    | 86     |
|       | 合計（g/人日）    | 879    | 856    | 835    | 819    | 815    | 820    | 792    |



## ■資源物の排出量

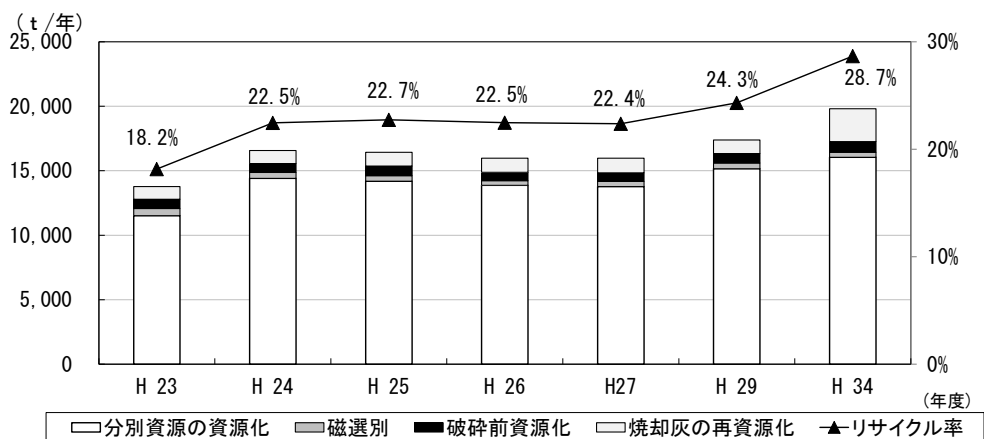
平成 27 年度の資源物の排出量は 14,376 t（1 人 1 日当たり 164g）となっています。平成 34 年度は 16,669t（1 人 1 日当たり 191g）と推定されます。



## ■資源化量及びリサイクル率

平成 27 年度の資源化量は 15,979 t（リサイクル率 22.4%）となっています。平成 34 年度は 19,799t（リサイクル率 28.7%）と推定されます。

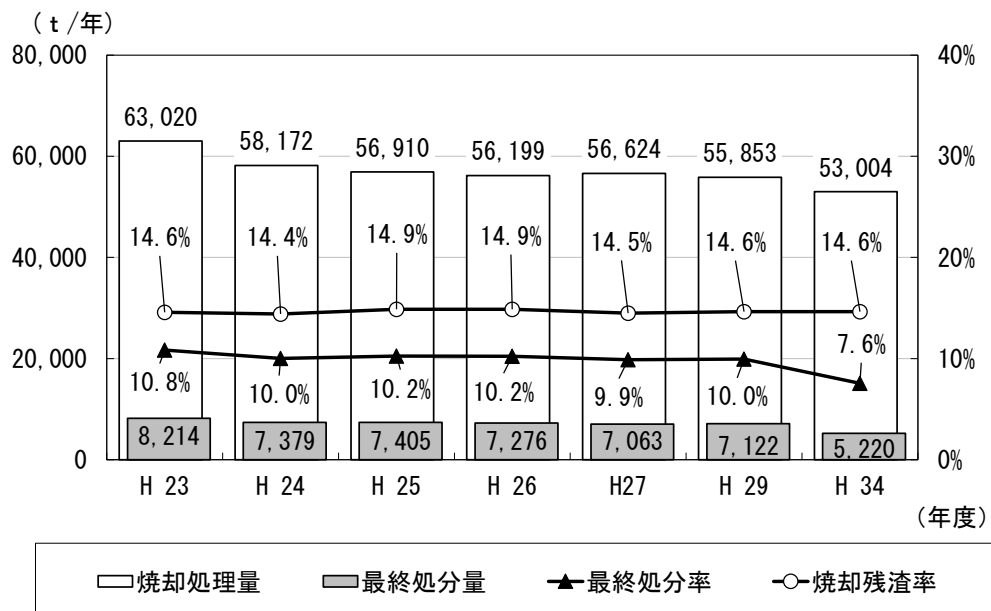
注）リサイクル率：資源化量をごみ排出量で除して算出した割合



## ■焼却処理量及び最終処分量

平成 27 年度の焼却処理量は 56,624 t、最終処分量は 7,063t（最終処分率 9.9%）となっています。平成 34 年度の焼却処理量は 53,004 t、最終処分量は 5,220t（最終処分率 7.6%）と推定されます。

注）最終処分率：最終処分量をごみ排出量で除して算出した割合



## ■ごみ処理に要する経費

処理費は、平成 23 年度から 27 年度にかけて減少しており、中でも収集運搬費が大きく減少しています。

建設改良費は、平成 27 年度から 29 年度にかけて実施するごみ焼却処理施設基幹的設備改良工事に伴い、平成 26 年度以降増加しています。

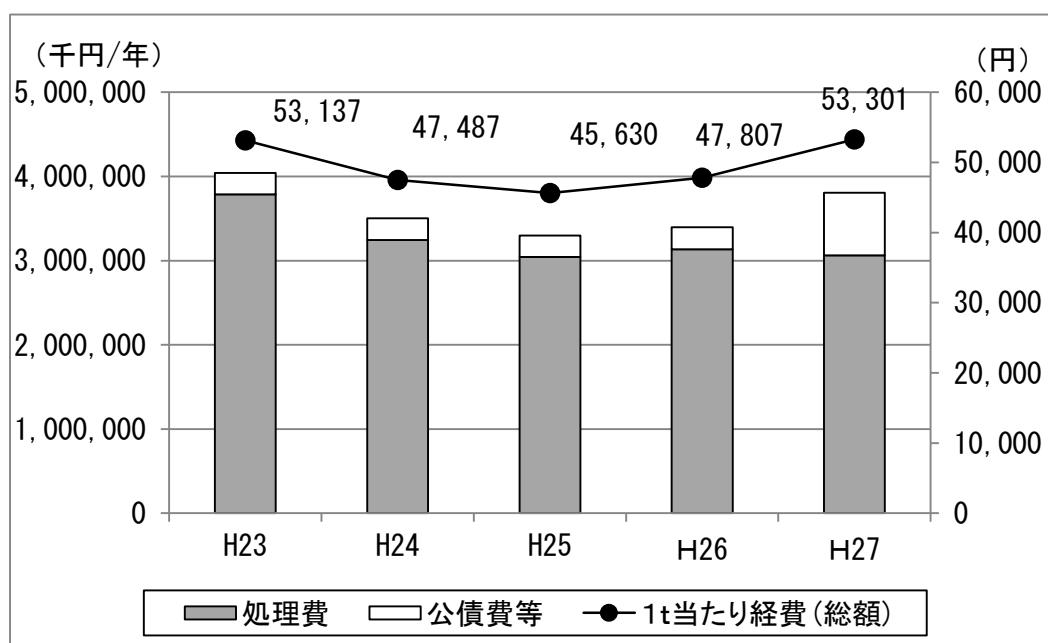
将来推計は、物価上昇、導入施策等により試算は困難ですが、常にコストを意識し経費の節減を図ります。

(単位：千円)

| 項目                     | H23       | H24       | H25       | H26       | H27       |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 処理費                    | 3,786,849 | 3,246,346 | 3,042,910 | 3,135,509 | 3,063,796 |
| 内訳                     | 収集運搬費     | 2,288,987 | 1,613,861 | 1,655,791 | 1,568,668 |
|                        | 中間処理費     | 1,217,290 | 1,354,745 | 1,105,374 | 1,260,681 |
|                        | 最終処分費     | 280,572   | 277,740   | 281,745   | 306,160   |
| 不法投棄等                  | 48,625    | 46,631    | 46,349    | 49,889    | 50,940    |
| 建設改良費                  | 731       | 713       | 753       | 4,873     | 482,353   |
| 公債費                    | 205,279   | 207,683   | 208,180   | 208,180   | 209,641   |
| 総計                     | 4,041,484 | 3,501,373 | 3,298,192 | 3,398,451 | 3,806,730 |
| 1人当たり経費 <sup>注1)</sup> | 17,150円   | 14,830円   | 13,913円   | 14,290円   | 15,900円   |
| 1t当たり経費 <sup>注2)</sup> | 53,137円   | 47,487円   | 45,630円   | 47,807円   | 53,301円   |

表中注 1) 1人当たり経費＝総計/人口

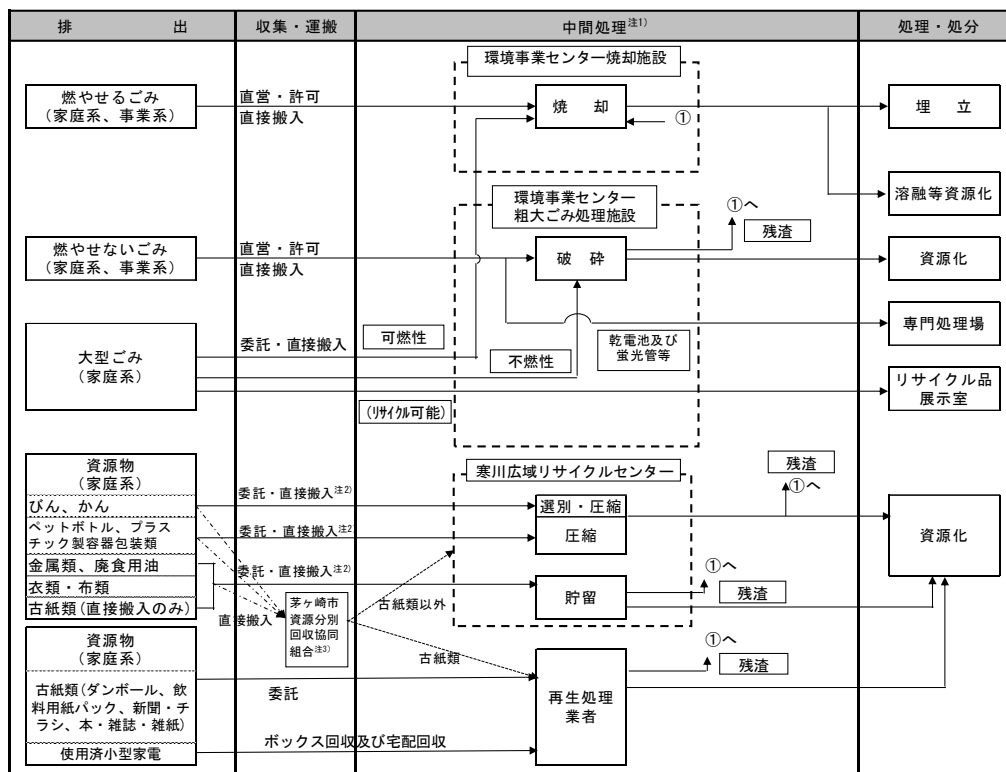
表中注 2) 1t当たり経費＝総計/市で収集・処理した廃棄物の総量



注) 公債費等には、不法投棄等、建設改良費、公債費が含まれます。

## ■ごみ処理の流れ

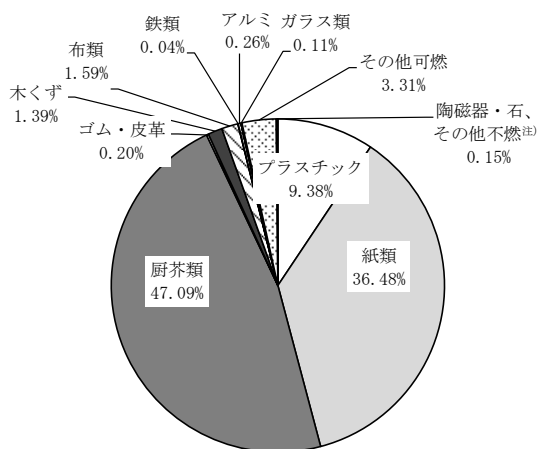
本市のごみ処理の流れは、以下に示すとおりです。



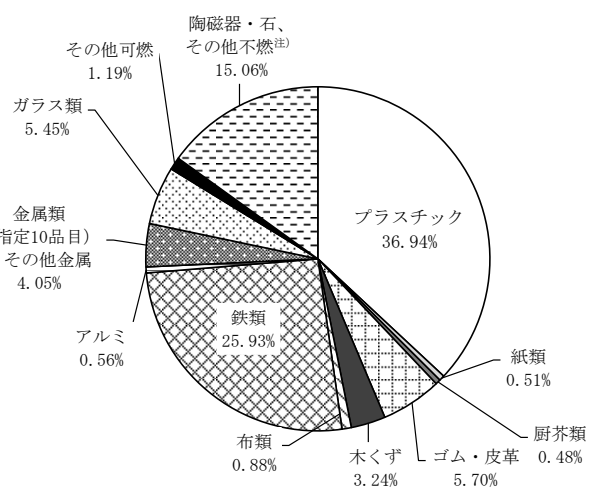
### 3 現状の課題

|          |                                                                                                                                                                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生抑制・資源化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ排出量は減少傾向となっていますが、ごみの組成分析結果によると本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されており、市民の間に分別意識が十分に浸透していない実態があることから、適正分別のための周知啓発を強化することが必要です。また、リサイクル率の向上に繋がる施策の実施が必要です。</li> </ul> |
| 収集・運搬    | <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの分別区分（４種 12 分別）や排出方法、収集頻度が異なることから、市民の誤った理解による集積場所への不適正な排出が見受けられます。効率的な収集・運搬を実施するためには、分別や排出に関する市民の理解が不可欠であることから、分別区分や排出方法等について、きめ細かい情報発信が必要です。</li> </ul>   |
| 中間処理     | <ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理施設の計画的な整備と適切な維持管理に努める必要があります。</li> <li>粗大ごみ処理施設の整備にあたっては、民間活力を活用した事業手法の検討や災害時に見込まれる廃棄物発生量を踏まえ、広域的な処理を迅速かつ継続的に実施できるような体制の構築が必要です。</li> </ul>              |
| 最終処分     | <ul style="list-style-type: none"> <li>溶融等による焼却残渣の有効利用を積極的に図り、リサイクル率や最終処分率をさらに向上させる必要があります。</li> </ul>                                                                                              |
| 適正処理     | <ul style="list-style-type: none"> <li>処理困難物等の適正処理の推進に向け、販売店や提携事業者との連携、市民に対する処理・排出方法の周知が必要です。</li> <li>不法投棄を避けるため、製造業者や販売店等に積極的に働きかけ、回収ルートを構築する必要があります。また、効率的な監視体制を強化・継続する必要があります。</li> </ul>       |
| 啓発活動     | <ul style="list-style-type: none"> <li>より分かり易いパンフレットの製作、PR方法の見直し、市民が必要とする情報の提供、年代別や地域別の広報等きめ細かな広報体制に加え、情報の入手方法の案内が必要となります。</li> <li>ごみ処理に対する理解を深めるため、環境学習や施設見学会など、市民が参加できる場の提供が必要となります。</li> </ul>  |

ごみの組成分析調査結果（重量割合）



家庭系燃やせるごみ



家庭系燃やせないごみ

注）グラフ中のその他不燃は、危険ごみ、医療系ごみを含んでいます。

## 4 ごみ処理に関する計画

### ■発生抑制・資源化計画

ごみの発生・排出を抑制し、資源化を推進するためには、市・市民・事業者が、それぞれの役割に応じた取り組みを実践する必要があります。

本計画では、4 Rを主体とした市の取り組みと市民・事業者の具体的行動を示した「アクションメニュー」を軸として、排出抑制・資源化を継続的に推進します。

### ■収集・運搬計画

分別品目の拡大に伴う効率的・効果的な収集・運搬体制を構築します。

また、収集・運搬車両や機材の選定にあたっては、経済性、機能性、環境への配慮及び安全性等を総合して検討します。

### ■中間処理計画

環境への配慮、処理コストを削減するとともに、安全で効率的な処理を行います。

環境事業センターの焼却施設や粗大ごみ処理施設の老朽化に伴う施設整備に向けては、新たな技術に関する研究を行う他、民間活力の導入も検討します。

中間処理施設の施設整備目標は、以下に示すとおりです。

| 施 設      | 整備目標                                                                                                                 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみ焼却施設   | 現有の焼却処理施設にて焼却処理を行います。現有施設は平成 30 年度で稼働後 23 年を迎えます。老朽化への対応として、長寿命化計画に基づく大規模改修を平成 27 年度から 29 年度で実施しました。今後は適正な維持管理に務めます。 |
| 粗大ごみ処理施設 | 粗大ごみ処理施設（ごみ破碎処理）は、平成 30 年度で稼働後 41 年を迎えます。老朽化が著しいため、更新施設を整備します。                                                       |
| 資源化施設    | 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画に基づき、平成 24 年度に稼働した寒川広域リサイクルセンターにおいて、適切な維持管理を行い、資源化の推進を図ります。                                        |

### ■最終処分計画

本市は、平成 16 年度から現在の堤十二天一般廃棄物最終処分場での埋立を開始しており、平成 27 年 6 月に「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」及び「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場に係る基本協定」の変更協定を締結し、埋立期間を平成 46 年 3 月 31 日までとしています。

また、焼却残渣の溶融化等焼却灰の再資源化を推進し、最終処分のあり方を検討します。

### ■災害廃棄物への対応

水害、震災等災害時における廃棄物は、廃棄物発生量を想定し、仮置き場の確保、廃棄物の適正処理等に関する具体的な計画（実施計画）が必要です。関係機関、関係部署との連携を図り、「茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアル」（平成 17 年 7 月策定）を改定するとともに実施計画の策定に向け調査研究を進めます。

## 5 計画実現への取り組み

### ■施策の展開（改訂のポイント）

今後、重点的に取り組むべき施策について新規施策として設定するとともに、一部の既存施策について内容の見直しを行いました。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 剪定枝の資源化       | <p>前期計画では、「剪定枝資源化の推進」を重点施策として位置付け、平成28年度から家庭から出る剪定枝を分別収集し、チップ化等リサイクルを図るとともに、燃やせるごみの削減を推進することとしていました。</p> <p>しかしながら、実施に向け検討を行ったところ、費用対効果や事業手法等といった複数の課題が挙げたことから、当初のスケジュールを見直し、課題の整理を行った上で、改めて実施に向けた検討を行います。</p> <p>実施にあたり、新たな財源が必要となりますが、焼却灰の減量化を達成する上で、剪定枝の資源化を実施することは有効であると考えられることから、家庭ごみの有料化と並行して検討を進めます。</p> |
| 紙類の適正分別       | <p>前期計画では、「適正分別のための情報提供」を施策として位置付け、ごみと資源物を迷うことなく適正に分別できるよう、きめ細かな情報を提供することとしていました。</p> <p>ごみ組成分析調査の結果によると、紙類は他の資源物に比べ、適正な分別・排出が行われていない実態があります。将来的な施設整備等に必要となる財源の確保や焼却灰の削減による最終処分場の負荷軽減を図るためには、不適切な分別・排出を減らし、焼却灰や処理経費を抑制することが必要であることから、市民・事業者に対し、紙類の適正分別のための周知啓発をより一層強化します。</p>                                   |
| 受益者負担の適正化     | <p>前期計画では、「家庭ごみ有料化導入の検討」を重要検討施策として位置付け、剪定枝の資源化や効果的な情報発信を実施し、焼却ごみの減量化を的確に把握しつつ、市民との意見交換を十分行った上で、家庭ごみ有料化の検討を行うこととしていました。</p> <p>有料化や手数料改定を行う上では、市民の理解・納得が得られるよう、受益者負担の考え方について明確化する必要があることから、一般廃棄物会計基準の導入について検討を行います。また、引き続き、他自治体の事例等について情報収集を行うとともに、手数料徴収システム（例：指定袋制）や併用施策（例：戸別収集）についても検討を行います。</p>               |
| バイオガス化施設整備の検討 | <p>前期計画では、「バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討」を施策として位置付け、生ごみのリサイクル及び焼却量の削減、最終処分量の削減に寄与するバイオガス化施設の整備に向け、基礎調査を実施するとともに、施設整備を推進することとしていました。</p> <p>しかしながら、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の改訂に向けた検討作業において、資源化効率、温室効果ガス削減効果、エネルギー利用効果、経済性等の観点から検証を行った結果、導入を見送ることとなりました。</p>                                                                      |

## ■具体的施策

基本理念の実現に向け、以下の施策を推進します。

### 基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

「資源循環型まちづくり」に向け、「ごみ」の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、要らないものを買わない・断る(リフューズ)の4Rに関する施策を積極的に推進します。

#### 1. リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進

##### <具体的施策>

##### ①マイバッグ運動・レジ袋対策の推進

本市は、「神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言」(平成21年5月)に基づく「モデル地域」の第1号として指定されています。大型店等においては「ハレの日包装」やレジ袋辞退者に対する割引制度などの取り組みを行っています。

平成27年度までは、茅ヶ崎市商店会連合会、茅ヶ崎市大型店連絡協議会等との連携によるエコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議に参画し、レジ袋を削減するためマイバッグ運動を推進してきましたが、マイバッグ運動が市民の間に広く浸透したとの判断からエコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議が解散したため、今後は市が中心となってレジ袋削減や過剰包装等についての啓発を行い、ごみの削減を推進していくこととします。

##### <スケジュール>

| 項目／年度             | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①マイバック運動・レジ袋対策の推進 | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |

#### 2. リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進

##### <具体的施策>

##### ①環境を意識したごみの排出抑制の啓発

ごみの排出抑制による焼却量及び二酸化炭素の削減が地球環境の保全に寄与することなど、資源循環型社会の構築に向け、環境を意識した啓発を推進します。

##### ②ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援

ごみの資源化・減量化の積極的な取り組みを行っている店舗として認定している「ごみ減量・リサイクル推進店」の活動が広く浸透するよう支援するとともに、これらの店舗との連携による啓発事業を実施します。

##### ③生ごみ処理容器等の普及の推進

生ごみ処理容器等（家庭用電動式生ごみ処理機を含む）の購入費補助のPRを拡充し、普及を推進します。

##### ④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討

ごみの排出抑制、ごみの減量化に対して効果のある諸制度について、幅広く情報を収集し、必要に応じて導入を検討します。

### <スケジュール>

| 項目／年度                  | H28     | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|------------------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①環境を意識したごみの排出抑制の啓発     | 実施中     | →   |     |     | 継続  |     | →   |
| ②ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援    | 実施中     | →   |     |     | 継続  |     | →   |
| ③生ごみ処理容器等の普及の推進        | 実施中     | →   |     |     | 継続  |     | →   |
| ④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討 | 情報収集・検討 | →   |     |     | 継続  |     | →   |

### 3. リユース（繰り返し使う）の推進

#### <具体的施策>

#### ①リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供

環境関係のNPOや市民活動団体等により実施されるリサイクル市やフリーマーケット等の開催情報を広く案内します。

#### ②リサイクル品展示室の活用推進

リサイクル品展示室を活用し、大型ごみのリサイクルを推進します。

#### <スケジュール>

| 項目／年度                     | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供 | 実施中 | →   |     |     | 継続  |     | →   |
| ②リサイクル品展示室の活用推進           | 実施中 | →   |     |     | 継続  |     | →   |

### 4. リサイクル（資源として再生利用する）の推進

#### <具体的施策>

#### ①剪定枝資源化の検討 **重要検討施策-1**

家庭から出る剪定枝を分別収集し、チップ化等リサイクルを図るとともに、燃やせるごみの削減を推進するため、剪定枝の資源化について検討します。

これまでの検討において抽出した費用対効果や事業手法等といった複数の課題を整理した上で、家庭ごみの有料化と並行して検討を進めます。

#### ②適正分別のための情報提供 **重要施策-1**

ごみと資源物を迷うことなく適正に分別できるよう、きめ細かな情報を提供します。紙類については、他の資源物に比べ、適正な分別・排出が行われていない実態があることから、市民・事業者に対し、様々な機会や媒体を活用し、適正分別のための周知啓発をより一層強化します。

#### ③集積場所における適正排出の指導

環境指導員（平成27年度末現在：環境指導員332名）による集積場所の排出指導等を継続し、資源物の分別排出の徹底を図ります。

#### ④家電リサイクル推進の継続

家電リサイクル法対象製品の処理方法について周知を徹底し、家電リサイクルの推進を図ります。

## <スケジュール>

| 項目／年度            | H28   | H29 | H30      | H31 | H32 | H33 | H34 |
|------------------|-------|-----|----------|-----|-----|-----|-----|
| ①剪定枝資源化の検討       | 調査・研究 |     | 検討・方針の決定 |     |     |     |     |
| ②適正分別のための情報提供    | 実施中   |     |          |     | 継続  |     |     |
| ③集積場所における適正排出の指導 | 実施中   |     |          |     | 継続  |     |     |
| ④家電リサイクル推進の継続    | 実施中   |     |          |     | 継続  |     |     |

## 5. 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

### <具体的施策>

#### ①「4 R推進事業者行動協定」の創出 **重点施策-2.1**

積極的にごみの削減・資源化を推進している事業者との間で「(仮) 4 R推進事業者行動協定」を結び、事業系ごみの削減・資源化に関する情報提供や事業者とごみの削減・資源化を推進するための方法に関する意見交換・啓発の場を設け、協定事業者を支援します。

#### ②多量排出事業者における減量化等計画書の提出 **重点施策-2.2**

多量排出事業者<sup>注)</sup>を訪問し、排出状況の把握に努めるとともに、減量化等計画書の提出を求めます。

注) 多量排出事業者：一事業所単位で、年間おおむね 60 トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者

#### ③事業系ごみの排出状況の把握 **重点施策-2.3**

多量排出事業者をはじめ、事業者に対して適正な啓発、情報発信ができるよう事業系ごみの排出状況の実態把握に努めます。

#### ④事業者の訪問 **重点施策-2.4**

事業者を訪問し、ごみの適正処理を促すとともに排出抑制、減量化の啓発を実施します。また、排出抑制、資源化に関する取り組みを確認します。

#### ⑤事業系直接搬入ごみの分別指導 **重点施策-2.5**

事業系一般廃棄物を直接搬入する事業者に対し、紙ごみ等を中心とした資源物分別の指導を強化します。

### <スケジュール>

| 項目／年度                  | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①「4 R推進事業者行動協定」の創出     | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ②多量排出事業者における減量化等計画書の提出 | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ③事業系ごみの排出状況の把握         | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ④事業者の訪問                | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ⑤事業系直接搬入ごみの分別指導        | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |

## 6. 受益者負担の適正化

### <具体的施策>

#### ①家庭ごみ有料化導入の検討 **重要検討施策-2**

有料化は、公平な受益者負担を図ることが可能であり、ごみの減量化・資源化に関する意識啓発に有効とされ、排出抑制や分別を促進する効果が期待できます。今後、剪定枝の資源化の検討や効果的な情報発信を実施し、焼却ごみの減量化を的確に把握しつつ、市民との意見交換を十分行った上で家庭ごみ有料化を検討することとします。

有料化の検討にあたっては、市民の理解・納得が得られるよう、受益者負担の考え方について明確化する必要があることから、一般廃棄物会計基準の導入について検討を行います。また、引き続き、他自治体の事例等について情報収集を行うとともに、手数料徴収システム（例：指定袋制）や併用施策（例：戸別収集）についても検討を行います。

#### ②一般廃棄物処理手数料改定の検討 **重要検討施策-3**

手数料改定は、公平な受益者負担を図ることが可能であり、ごみの減量化・資源化に関する意識啓発に有効とされ、排出抑制や分別を促進する効果が期待できます。直近では平成 29 年 10 月に一部の手数料の改定を実施していますが、今後ともごみの処理原価の変動に合わせ、必要に応じて手数料の改定を検討します。

手数料改定の検討にあたっては、市民の理解・納得が得られるよう、受益者負担の考え方について明確化する必要があることから、一般廃棄物会計基準の導入について検討を行います。

### <スケジュール>

| 項目／年度            | H28   | H29  | H30      | H31 | H32 | H33 | H34 |
|------------------|-------|------|----------|-----|-----|-----|-----|
| ①家庭ごみ有料化導入の検討    | 調査・研究 |      | 検討・方針の決定 |     |     |     |     |
| ②一般廃棄物処理手数料改定の検討 |       | 一部改定 |          |     | 検討  |     |     |

## 基本方針Ⅱ 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

「ごみ」の自区域内処理の原則のもと、地球環境に負荷を与えない、地域経済の発展に寄与する「資源循環型まちづくり」を目指したごみ処理システムを構築します。

### 1. 収集・運搬

#### (1)ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討

##### <具体的施策>

##### ①効率的でバランスの良い収集区割の調査・検討

分別品目の拡大等に伴い、集積場所、収集回数、収集時間帯等の変更が必要となることから、最適な収集区割や収集ルートについての調査・検討を継続的に実施します。

##### ②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討

高齢者世帯の増加や人口減少など今後の社会情勢や今後導入する取り組みを踏まえ、現在実施している「安心まごころ収集」に見られるような収集制度の拡大や集積場所のあり

方、収集方法についての検討を継続的に実施します。

#### <スケジュール>

| 項目／年度                         | H28   | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|-------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①効率的でバランスの良い収集区割の調査・検討        | 調査・検討 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討 | 検討    |     |     |     | 継続  |     |     |

## (2) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施

### <具体的施策>

#### ①環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入

ごみ収集車に起因する環境負荷を低減するために、大気汚染や騒音に配慮した低公害車導入を計画的に推進し、環境に配慮した収集・運搬を実施します。

#### ②環境指導員との連携による集積場所の安全確保

環境指導員（平成 27 年度末現在：環境指導員 332 名）による集積場所での排出指導等を継続し、集積場所の安全確保に努めます。

#### ③環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入

収集・運搬効率を高めるための新技術に注視し、適正な収集・運搬技術の研究を行うとともに導入を検討します。

#### <スケジュール>

| 項目／年度                       | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入        | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ②環境指導員との連携による集積場所の安全確保      | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ③環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入 | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |

## 2. 中間処理

### (1) 中間処理施設の整備

#### <具体的施策>

#### ①リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営

寒川広域リサイクルセンターにおいて資源物処理を効率的に実施できるよう、体制の構築に向け協議を行います。

#### ②粗大ごみ処理施設の整備

湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画に基づき（仮称）茅ヶ崎・寒川地域粗大ごみ処理施設として、現在の破碎処理施設の建て替えを行います。施設整備にあたっては、民間活力を活用した P F I 等の事業手法の導入について検討を行います。また、今後策定する災害廃棄物処理計画へ位置付けを行った上で、発生する災害廃棄物の想定量を踏まえ、広域的な廃棄物処理を迅速かつ継続的に実施できるような機能を備えた施設となるよう設計を進めます。

#### ③焼却処理施設の大規模改修

長寿命化計画に基づき大規模改修を実施した焼却処理施設について、適正な維持管理を推

進めます。

#### ④バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討

生ごみのリサイクル及び焼却量の削減、最終処分量の削減に寄与するバイオガス化施設の整備に向け、基礎調査を実施するとともに施設整備を推進することとしていましたが、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の改訂に向けた検討作業において、資源化効率、温室効果ガス削減効果、エネルギー利用効果、経済性等の観点から検証を行った結果、導入を見送るという結論が出されました。

#### <スケジュール>

| 項目／年度                 | H28   | H29 | H30        | H31 | H32 | H33 | H34 |
|-----------------------|-------|-----|------------|-----|-----|-----|-----|
| ①リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営 | 実施中   |     |            |     | 継続  |     |     |
| ②粗大ごみ処理施設の整備          | 計画・調査 |     | 旧炉解体、基本設計等 |     |     |     |     |
| ③焼却処理施設の大規模改修         | 改修    |     |            |     | 稼動  |     |     |
| ④バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討  | 調査・研究 |     |            |     |     |     |     |

### (2) 中間処理残渣の減量化・再資源化の促進

#### <具体的施策>

#### ①焼却残渣再資源化方法の調査・研究

焼却残渣の溶融スラグ化をはじめとする資源化方法について、経済性や安全性等考慮すべき項目を多面的に調査・研究し、本市における最適な方法を継続的に検討します。

#### ②焼却残渣再資源化の促進

溶融処理、焼成処理、セメント化処理等により、焼却残渣の再資源化を計画的に推進します。

#### ③中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究

中間処理残渣が少なく、安全性、経済性に優れ、環境への負荷が小さい中間処理技術の研究を継続的に実施します。

#### <スケジュール>

| 項目／年度                         | H28   | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|-------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①焼却残渣再資源化方法の調査・研究             | 調査・研究 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ②焼却残渣再資源化の促進                  | 実施中   |     |     |     | 継続  |     |     |
| ③中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究 | 研究    |     |     |     | 継続  |     |     |

### 3. 最終処分

#### <具体的施策>

#### ①焼却残渣の減量施策の実施

焼却残渣を削減するため、ごみの排出抑制・減量化・再資源化施策を強化します。

#### ②最終処分場の安全管理の実施

最終処分場の安全管理を徹底し、環境保全を図ります。

### ③最終処分に関する検討

現在の最終処分場は、平成 27 年度締結の「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」及び「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場施設整備事業の実施に係る基本協定」の変更協定により、埋立期間を平成 46 年 3 月 31 日までとしています。

今後は、焼却残渣の溶融化等焼却灰の再資源化を推進し、最終処分のあり方について地元との協議を進めます。

#### <スケジュール>

| 項目／年度          | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①焼却残渣の減量施策の実施  | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ②最終処分場の安全管理の実施 | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ③最終処分に関する検討    | 協議  |     |     |     | 継続  |     |     |

注)「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」及び「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場施設整備事業の実施に係る基本協定」は、堤地域と平成 13 年 11 月に締結しているものです。

## 4. 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理

### <具体的施策>

#### ①災害廃棄物発生想定量の把握及び処理・処分に関するマニュアル等の整備

国は、東日本大震災を踏まえ、平成 26 年 3 月に災害廃棄物対策指針を策定するとともに、平成 27 年 7 月に廃棄物処理法の改正等を行いました。また、平成 28 年 1 月に廃棄物処理法に基づく基本方針が変更され、都道府県において災害廃棄物処理計画を策定することとされたことから、神奈川県は、平成 29 年 3 月に災害廃棄物処理計画を策定しました。

国や県の動向を踏まえ、本市では、災害時に想定される災害廃棄物の発生量の把握や仮置き場の設置について検討するとともに、災害時においても廃棄物の処理を迅速かつ継続的に実施できるよう施設整備や支援体制の構築を行うなど、災害廃棄物の適正処理に関する基本的な方針を位置付けた茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画の策定を進めます。

また、計画策定と合わせ、災害廃棄物の適正処理の具体的方法を示した「茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアル」を見直します。

#### <スケジュール>

| 項目／年度                              | H28 | H29 | H30            | H31 | H32 | H33 | H34 |
|------------------------------------|-----|-----|----------------|-----|-----|-----|-----|
| ①災害廃棄物発生想定量の把握及び処理・処分に関するマニュアル等の整備 | 検討  |     | 計画策定・マニュアルの見直し |     |     |     |     |

## 5. 適正処理

### (1)処理困難物等の処理方法についての情報の充実

#### <具体的施策>

#### ①処理困難物の処理方法等についての情報の充実

「ごみと資源物の分け方・出し方」等により、市で収集処理できないものの周知徹底を図るとともに、その処理方法についての情報提供を充実します。

## ②製品の適正なりサイクルルートの周知

家電リサイクル法対象品、パソコン、オートバイ等、リサイクルルートが整備されている製品については、ホームページ、広報紙、チラシなど様々な広報手法を活用し、周知に努めます。

### <スケジュール>

| 項目／年度                  | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①処理困難物の処理方法等についての情報の充実 | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ②製品の適正なりサイクルルートの周知     | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |

## (2) 不法投棄に対する防止策の検討

### <具体的施策>

#### ①重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化

職員による不法投棄場所の昼間のパトロールと業者委託による夜間パトロールを実施し、監視の強化を継続的に実施します。

また、不法投棄強化期間には夜間パトロール及び県や警察との合同パトロールを引き続き実施します。

#### ②県や警察との協力関係の強化

県や警察との不法投棄取り締まりの合同パトロールを行い、協力体制を引き続き強化します。

#### ③市民、事業者と連携した不法投棄の防止

環境指導員や自治会との不法投棄に関する情報交換や不法投棄多発地域における合同パトロールを継続実施します。

#### ④キャンペーン等啓発活動の実施

広報紙での啓発活動を継続実施します。

#### ⑤不法投棄に関する調査・研究の実施

より効果的な不法投棄防止策の調査・研究を引き続き行います。

### <スケジュール>

| 項目／年度                      | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化 | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ②県や警察との協力関係の強化             | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ③市民、事業者と連携した不法投棄の防止        | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ④キャンペーン等啓発活動の実施            | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ⑤不法投棄に関する調査・研究の実施          | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |

## 基本方針Ⅲ 市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立

「資源循環型まちづくり」を具体化するため、社会の構成員である市民・事業者それぞれが自らの責務を自覚し、市民・事業者・行政が一体となって、積極的・主体的にごみの減量化・資源化に取り組んでいける協力体制を確立するとともに、市民・事業者の取り組みの円滑な推進が可能となるよう支援します。

### 1. 広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実

#### <具体的施策>

#### ①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施

ごみに関して市民の必要とする情報を的確に把握し、適切に発信できるよう、広報媒体ごとに広報手法・広報内容の検討に努め、効果的な啓発を実施します。

#### ②ホームページ、ハーモニアスちがさき（市の広報番組）等の積極的な活用

ホームページ、ハーモニアスちがさき（市の広報番組）等各種媒体による情報発信を推進します。また、市民意見の聴取に努めます。

#### ③公共施設等におけるポスター掲示の活用

市の公共掲示板、資源物集積場所等における各種情報の発信に努めます。

#### ④外国人向けごみ情報の案内

現在、ホームページ上ではごみに関する情報を8カ国語で案内しています。また、「ごみと資源物の分け方・出し方」に英語・中国語による案内を掲載しています。今後もよりわかりやすい情報の提供に努めます。

#### <スケジュール>

| 項目／年度                              | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施           | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ②ホームページ、ハーモニアスちがさき（市の広報番組）等の積極的な活用 | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ③公共施設等におけるポスター掲示の活用                | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ④外国人向けごみ情報の案内                      | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |

### 2. ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実

#### <具体的施策>

#### ①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施 重点施策-3

市民との対話により本市のごみ処理に関する情報交換やワークショップを開催し、ごみの削減・資源化を推進する実践・啓発の場とします。

#### ②発生抑制、資源化に関する講演会の開催

ごみに関する講演会を開催し、情報発信・啓発の場を増やします。

#### ③児童向け環境学習への市職員の派遣

市職員を小中学校等の環境学習へ派遣し、環境やごみに関する意識の向上を図ります。

#### ④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施

親子向け等見学対象者を特定したごみ処理施設の見学会を実施し、より多くの人が施設に対する理解を深める機会を提供します。

#### ⑤市民、事業者向け講座の開催

ごみや環境に関する市民講座等の機会を提供することにより、環境学習の充実を図ります。

#### ⑥環境フェアにおける情報発信

環境フェアにおいて、ポスター等によりごみに関する様々な情報を発信します。

#### <スケジュール>

| 項目／年度                             | H28      | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|-----------------------------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施             | 実施中<br>→ | →   |     |     | 継続  |     | →   |
| ②発生抑制、資源化に関する講演会の開催               | 実施中<br>→ | →   |     |     | 継続  |     | →   |
| ③児童向け環境学習への市職員の派遣                 | 実施中<br>→ | →   |     |     | 継続  |     | →   |
| ④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施 | 実施中<br>→ | →   |     |     | 継続  |     | →   |
| ⑤市民、事業者向け講座の開催                    | 実施中<br>→ | →   |     |     | 継続  |     | →   |
| ⑥環境フェアにおける情報発信                    | 実施中<br>→ | →   |     |     | 継続  |     | →   |

## ■市民・事業者の取り組み《アクションメニュー》

本計画では、市民・事業者の皆さんに実践していただく取り組みをアクションメニューとして提供します。

注) 事例等や効果で紹介している重量は文献等からの引用で、参考値です。

### 1) 市民の取り組み

#### (1) リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進

| 行動                                  | 事例等                               | 効果                                                |
|-------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------|
| ・ 4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を意識する。 | 「ごみ通信ちがさき」等で案内しています。              | ごみの発生抑制につながります。                                   |
| ・ 不要なカタログ類の配送を断る。                   | 約 20 ページ程度のカタログの重さは、約 100 g あります。 | 1 部断れば約 100 g の減量になります。                           |
| ・ レジ袋を断る。簡易包装を利用する。                 | 買い物袋、マイバッグを持参します。                 | L サイズのレジ袋の重さは、1 枚 6.8 g です。15 枚で約 100 g の減量になります。 |

#### (2) リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進

| 行動                                              | 事例等                                                                            | 効果                                                         |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ・ 長持ちする製品の購入を心がける（使い捨て製品の使用を自粛する）。              | 修理や部品の交換がしやすいもの、リフォームできるものを選びます。                                               | ごみの減量化を推進します。「もったいない」の心を育成します。                             |
| ・ 生ごみの自家処理を心がける。                                | 生ごみ処理容器等を使用します。                                                                | 生ごみ処理容器 1 基の減量期待値は、1 日約 540 g（推定）です。1 年間で約 197kg の減量となります。 |
| ・ 生ごみの減量化を心がける。                                 | 生ごみは水分をよく切ってから出します。                                                            | 生ごみの約 70～80% は水分です。水切りにより生ごみの重さは半分程度になります。                 |
| ・ 野菜くず、食べ残しを出さないように心がける。                        | 適量の調理、冷蔵庫等の食品ストックの管理を心がけます(ごみの組成分析調査では、未利用食品 <sup>注 1)</sup> が平均 8.2%認められました)。 | ごみの減量化を推進します。「もったいない」の心を育成します。                             |
| ・ すぐに使用する食品は、消費期限にかかわらず購入するなど、食品の使用時期を意識して購入する。 |                                                                                |                                                            |
| ・ 計画的な購入を心がける。                                  |                                                                                |                                                            |
| ・ ごみ減量化や資源化に取り組んでいる店舗の利用を心がける。                  | 茅ヶ崎市内のごみ減量・リサイクル推進店は 104 店舗です。                                                 | ごみの減量化を推進します。                                              |

表中注 1) 未使用、未開封の食品

### (3) リユース（繰り返し使う）の推進

| 行動                                       | 事例等                          | 効果                                                       |
|------------------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------|
| ・リサイクル推進活動へ参加する（フリーマーケット、バザーなどの利用や出店など）。 | 環境フェアのリサイクル市、フリーマーケットを利用します。 | ごみの減量化を推進します。「もったいない」の心を育成します。                           |
| ・着られなくなった衣類はすぐには捨てない。                    | フリーマーケットへ出したり、交換したりします。      | ごみの減量化を推進します。「もったいない」の心を育成します。                           |
| ・出かけるときは、マイボトル等を持参する。                    | マイボトル、マイコップ、マイ箸等を利用します。      | 500ml のペットボトルの重量は 18 g（軽量型）です。マイボトルの使用により 18 g の減量となります。 |
| ・修理してもう一度使用する。                           | 自転車、家電、家具等は、捨てる前に修理を考えます。    | ごみの減量化を推進します。「もったいない」の心を育成します。                           |

### (4) リサイクル（資源として再生利用する）の推進

| 行動                                              | 事例等                                    | 効果                                                                                           |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・詰め替え用品やリサイクル品等、環境に与える影響の少ない製品の購入を心がける（グリーン購入）。 | 詰め替え用品の購入を心がけます。                       | コーヒーの詰め替え用品の外袋（低密度ポリエチレン容器）は約 9 g です。ガラス容器の蓋を含む重さは、約 170 g です。詰め替え用品の利用により、約 160 g の減量となります。 |
| ・再生品、リサイクル品などの積極的な使用を心がける。                      | リサイクルショップの利用を心がけます。                    | ごみの減量化、資源化を推進します。                                                                            |
| ・排出マナーを守る。                                      | 古紙類などごみと資源物の分別をしっかりと行い、適正分別・適正排出に努めます。 | ごみの分別による資源化を推進します。                                                                           |

### (5) 市が実施する施策への協力等

| 行動                               | 事例等                         | 効果                |
|----------------------------------|-----------------------------|-------------------|
| ・ごみ処理施設の見学会、ごみに関する市民講座へ積極的に参加する。 | 広報紙、ホームページで案内しています。         | ごみの減量化、資源化を推進します。 |
| ・市が発信するごみに関する情報を確認する。            | 「ごみ通信ちがさき」、ホームページ等で案内しています。 |                   |
| ・家庭内でごみの排出に関する知識を共有する。           | 「ごみと資源物の分け方・出し方」等で案内しています。  |                   |

## 2) 事業者の取り組み

### (1) 全事業所で実践

| 行動                          | 事例等                                     | 効果                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------|
| ・ごみ処理に関する計画を策定する。           | 廃棄物減量計画書や事業所における分別マニュアルなど独自マニュアルを整備します。 | ごみの減量化、資源化を推進します。ごみに関する意識の向上につながります。 |
| ・毎月のごみ量を把握する。               | 排出量、資源化量等の記録簿等を作成します。                   |                                      |
| ・ごみは適正に処理する。                | 家庭系ごみとして排出しないようにします。                    |                                      |
| ・ごみ処理に関する従業員教育に努める。         | 分別排出、資源化等に関する情報を社内報等で発信します。             |                                      |
| ・事業者間でリサイクルの連携体制を整備する。      | リサイクル情報の共有化、資源物の共同処理等に努めます。             |                                      |
| ・ごみ処理に関する事業者向け講座へ積極的に参加する。  | ごみに関する担当者を定め、講習会等へ参加します。                |                                      |
| ・リサイクルに関する自社の取り組みを積極的にPRする。 | ホームページ等で取り組みやごみ量を公表します。                 |                                      |

### (2) 事務所で実践

| 行動                               | 事例等                      | 効果                                   |
|----------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| ・コピー用紙の削減などごみの減量に努める。            | 両面コピー、会議における資料の共有等に努めます。 | ごみの減量化、資源化を推進します。ごみに関する意識の向上につながります。 |
| ・事務用品などの共有化を進め、物品等は必要量を計画的に購入する。 | 事務用品は1箇所集めます。            |                                      |

### (3) 製造業で実践

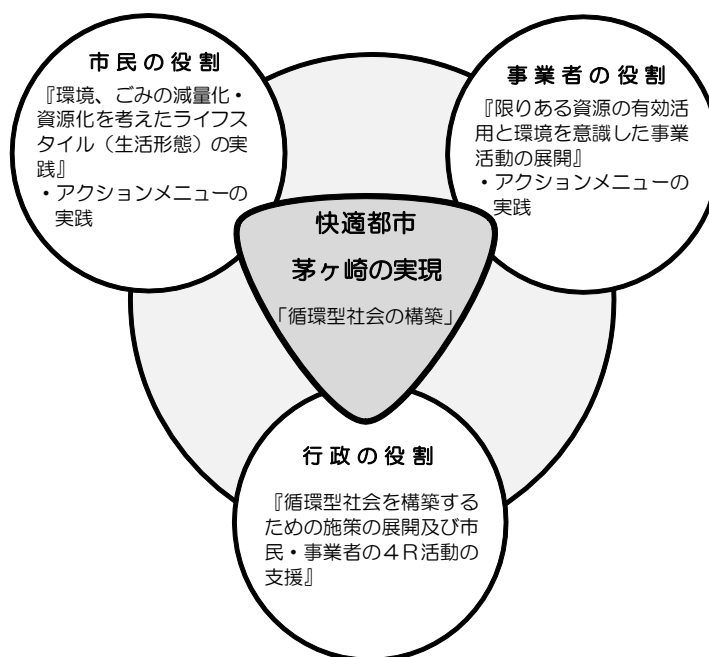
| 行動                       | 事例等                        | 効果                                                  |
|--------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------|
| ・材料の無駄をなくし、廃棄量を少なくする。    | 材料は計画的に使用します。              | ごみの減量化、資源化を推進します。ごみに関する意識の向上につながります。原材料費の削減が期待できます。 |
| ・出荷時の梱包・包装の簡素化を進める。      | 梱包材、ダンボールなどの再利用に努めます。      |                                                     |
| ・ごみの減量化に寄与する生産活動に努める。    | 詰め替え用品の普及などに努めます。          |                                                     |
| ・長期使用、交換・修繕可能な製品の普及に努める。 | 自社製品、販売品の修理や修繕システムを充実させます。 |                                                     |

#### (4) 販売店で実践

| 行動                                 | 事例等                             | 効果                                   |
|------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| ・ごみ減量・リサイクル推進店に認定されるよう努める。         | 包装の簡素化や詰め替え用品等の無駄のない製品の販売に努めます。 | ごみの減量化、資源化を推進します。ごみに関する意識の向上につながります。 |
| ・販売時に袋や包装の要・不要を確認する。               | 包装の簡素化や量り売り等を推進します。             |                                      |
| ・食品の消費期限に関する商慣行を見直し、売れ残りを減らす工夫をする。 | 消費期限前に商品を回収しないようにします。           |                                      |

#### ■市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の三者の役割は図のとおりです。



## 第2編 生活排水処理基本計画

### 1 基本方針

#### ➤ 基本理念

快適な水環境が守られるまち茅ヶ崎の実現へ

#### ➤ 基本方針

- I 公共下水道（汚水）・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水の適正処理の推進
- II 安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進
- III 水環境の向上に向けた啓発活動等の推進

#### ➤ 基本目標

具体的な数値目標は以下に示すとおりです。

| 項 目                           | H23 年度<br>(実績) | H27 年度<br>(実績) | H29 年度<br>(中間目標) | H34 年度<br>(最終目標) |
|-------------------------------|----------------|----------------|------------------|------------------|
| 生活排水処理率 <sup>注1)</sup><br>(%) | 95.1           | 96.6           | 97.3             | 98.4             |

表中注 1) 生活排水処理率：し尿及び生活雑排水を公共下水道、合併処理浄化槽で処理している人口の割合

## 2 生活排水処理の現状及び予測

### ■生活排水処理形態別人口

平成 27 年度の生活排水処理率は、96.6%となっています。平成 34 年度は 98.4%と推定されます。

| 項 目／年 度                              | 単 位 | H27 年度  | H29 年度<br>(中間目標) | H34 年度<br>(最終目標) |
|--------------------------------------|-----|---------|------------------|------------------|
| 計画処理区域内人口 (a) <sup>注1)</sup>         | 人   | 239,424 | 238,914          | 238,858          |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 (b)                    | 人   | 231,402 | 232,492          | 234,956          |
| 内 公共下水道接続人口 (c) <sup>注2)</sup>       | 人   | 225,860 | 226,932          | 229,092          |
| 訳 合併処理浄化槽人口 (d)                      | 人   | 5,542   | 5,560            | 5,864            |
| 単独処理浄化槽人口 (e)                        | 人   | 7,074   | 5,635            | 3,426            |
| 浄化槽人口 (d + e)                        | 人   | 12,616  | 11,195           | 9,290            |
| 非水洗化人口                               | 人   | 948     | 787              | 476              |
| 内 し尿汲み取り人口                           | 人   | 948     | 787              | 476              |
| 訳 自家処理人口                             | 人   | 0       | 0                | 0                |
| 計画処理区域外人口                            | 人   | 0       | 0                | 0                |
| 生活排水処理率 (b / a × 100) <sup>注3)</sup> | %   | 96.6    | 97.3             | 98.4             |

表中注 1) 計画処理区域内人口：国勢調査に基づく 10 月 1 日時点の総人口（平成 27 年度は速報値）

表中注 2) 公共下水道接続人口：公共下水道に接続している人口

表中注 3) 生活排水処理率：し尿及び生活雑排水を公共下水道、合併処理浄化槽で処理している人口の割合  
注) 公共下水道接続人口及び合併処理浄化槽人口は年度末人口

## ■し尿及び浄化槽汚泥処理量

平成 27 年度のし尿と浄化槽汚泥の処理量は、し尿 1,769kℓ、浄化槽汚泥 7,945kℓとなっています。平成 34 年度は、し尿 1,201kℓ、浄化槽汚泥 6,713kℓと推定されます。

| 項目   |        | 単位   | H27   | H29   | H34   |
|------|--------|------|-------|-------|-------|
| 発生量  | し尿処理量  | kℓ/年 | 1,769 | 1,586 | 1,201 |
|      | 浄化槽汚泥量 | kℓ/年 | 7,945 | 7,332 | 6,713 |
|      | 合 計    | kℓ/年 | 9,714 | 8,918 | 7,914 |
| 日発生量 | し尿処理量  | kℓ/日 | 4.8   | 4.3   | 3.3   |
|      | 浄化槽汚泥量 | kℓ/日 | 21.7  | 20.1  | 18.4  |
|      | 合 計    | kℓ/日 | 26.5  | 24.4  | 21.7  |
| 原単位  | し尿処理量  | ℓ/人日 | 5.1   | 5.5   | 6.9   |
|      | 浄化槽汚泥量 | ℓ/人日 | 1.7   | 1.8   | 2.0   |
|      | 合 計    | ℓ/人日 | 2.0   | 2.0   | 2.2   |

## ■し尿・浄化槽汚泥処理に要する経費

平成 27 年度の 1kℓ 当たりの経費は 26,129 円、1 人当たりの経費は 1,060 円となっています。

(単位：千円)

| 項目                        |       | H23     | H24     | H25     | H26     | H27     |
|---------------------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理費                       |       | 231,424 | 233,139 | 232,028 | 238,440 | 238,102 |
| 内訳                        | 収集運搬費 | 146,813 | 146,858 | 146,760 | 150,861 | 149,437 |
|                           | 中間処理費 | 75,387  | 81,175  | 77,161  | 79,408  | 79,969  |
|                           | 最終処分費 | 9,224   | 5,106   | 8,107   | 8,171   | 8,696   |
| 人件費                       |       | 11,696  | 10,689  | 10,752  | 16,456  | 15,694  |
| 建設改良費                     |       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| その他                       |       | 25      | 27      | 25      | 29      | 25      |
| 総計                        |       | 243,145 | 243,855 | 242,805 | 254,925 | 253,821 |
| 1 人当たり経費 <sup>注1)</sup>   |       | 1,032円  | 1,033円  | 1,024円  | 1,072円  | 1,060円  |
| 1 kℓ 当たり経費 <sup>注2)</sup> |       | 22,603円 | 23,534円 | 23,856円 | 25,305円 | 26,129円 |

表中注 1) 1 人当たり経費＝総計/人口

表中注 2) 1 kℓ 当たり経費＝総計/市で収集・処理したし尿及び浄化槽汚泥の総量

### 3 現状の課題

|            |                                                                                                                                      |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共下水道整備の推進 | ・公共下水道整備は着実に推進されており、平成 27 年度の公共下水道処理率 <sup>注 1)</sup> は 94.3%に達していますが、公共下水道への接続をしていない家庭等に対しては公共下水道普及に関する啓発活動や各種助成制度の周知等による接続促進が必要です。 |
| 合併処理浄化槽の普及 | ・生活雑排水の適正処理を推進するためには、公共下水道や合併処理浄化槽による処理を促進する必要があります。市街化調整区域の汚水処理方法を選定する際には、経済性に加え流域下水道幹線や既整備区域へ接続可能な地域もあることから地域性を踏まえた検討を行う必要があります。   |

表中注 1) 公共下水道処理率：し尿及び生活雑排水を公共下水道で処理している人口の割合

### 4 生活排水処理に関する計画

#### ■収集・運搬計画

公共下水道への転換等が進むに従い、収集運搬量が減少し、し尿と浄化槽汚泥の構成比が変化することを踏まえ、引き続き計画的な収集・運搬を推進します。

#### ■中間処理計画

本市のし尿と浄化槽汚泥は、平成 7 年 12 月に竣工した寒川町美化センターにて委託処理しています。今後も、寒川町美化センターへの事務委託を継続する方針で、寒川町と連携し、し尿や浄化槽汚泥の適正処理を図ります。

#### ■最終処分計画

寒川町美化センターでは、脱水残渣は焼却（焼却残渣は埋立）しています。

今後も、寒川町美化センターへの事務委託を継続する方針です。

### 5 計画実現への取り組み

#### ■施策の展開

基本理念の実現に向け、以下の施策を推進します。

#### 基本方針Ⅰ 公共下水道（汚水）・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水の適正処理の推進

本市では、「茅ヶ崎市下水道整備計画」（平成 23 年 3 月）において『豊かな水環境と安全・安心なまちづくりに貢献する下水道をめざして』の基本理念に基づき、下水道整備の方向性（整備方針）を定めています。

公共下水道の整備は、生活排水処理の根幹となるものです。「茅ヶ崎市下水道整備計画」の生活排水処理における施策の体系は、以下に示すとおりです。

| 区分                   | 施策の体系              |
|----------------------|--------------------|
| 市街化区域                | 未整備区域の解消           |
| 公共下水道(汚水) 区域(整備済み区域) | 下水道管路への接続促進        |
| 市街化調整区域              | トイレの水洗化と雑排水処理の普及促進 |

(出典：「茅ヶ崎市下水道整備計画」(平成23年3月))

## 1. 公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の普及推進

### <具体的施策>

- ①公共下水道(汚水) 整備事業の推進
- ②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進
- ③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進

### <スケジュール>

| 項目／年度                        | H28      | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|------------------------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①公共下水道(汚水) 整備事業の推進           | 実施中<br>→ |     |     |     | 継続  |     |     |
| ②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進 | 実施中<br>→ |     |     |     | 継続  |     |     |
| ③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進    | 実施中<br>→ |     |     |     | 継続  |     |     |

## 基本方針Ⅱ 安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の安定した収集・運搬体制を継続するとともに、効率的な収集・運搬を推進します。

## 1. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

### <具体的施策>

- ①し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画
- ②し尿処理施設の適正な維持・管理

### <スケジュール>

| 項目／年度                      | H28      | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|----------------------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画 | 実施中<br>→ |     |     |     | 継続  |     |     |
| ②し尿処理施設の適正な維持・管理           | 実施中<br>→ |     |     |     | 継続  |     |     |

## 基本方針Ⅲ 水環境の向上に向けた啓発活動等の推進

浄化槽は、浄化機能が正常に働くように適正な維持管理を行うことが義務付けられています。合併処理浄化槽の普及の推進とともに、市民・事業者に対して浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正管理を呼びかけます。

### 1. 啓発及び情報提供

#### <具体的施策>

#### ①浄化槽の清掃の啓発

#### ②広報紙等による情報発信 **重点施策**

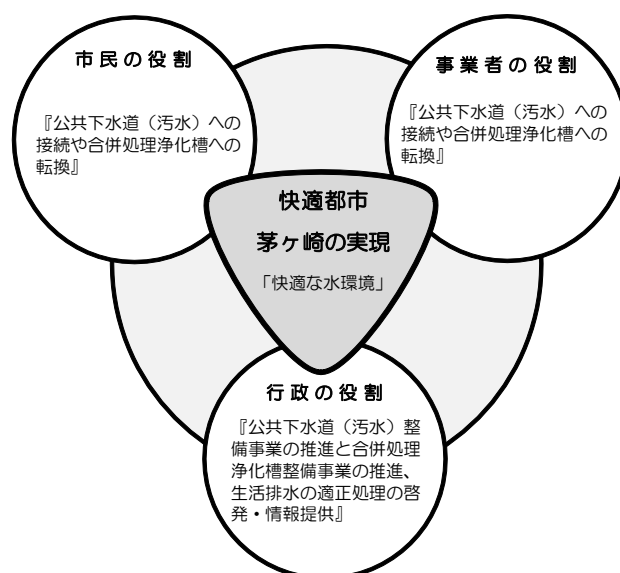
関係各課との連携により、公共下水道及び合併処理浄化槽の持つ役割（生活環境の改善、公共用水域の水質保全等）や普及による水環境への効果などの啓発活動を、広報紙を利用して推進します。

#### <スケジュール>

| 項目／年度        | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①浄化槽の清掃の啓発   | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |
| ②広報紙等による情報発信 | 実施中 |     |     |     | 継続  |     |     |

## ■市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の三者の役割は図のとおりです。



発行・編集 茅ヶ崎市環境部資源循環課  
平成30年（2018年）3月発行 200部作成